

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五五三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五五三
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 五五三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五五四

告 示

福島県告示第六百四十一号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十二月三日から令和七年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年十二月三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 一件、小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 一件）
- 三 届出年月日
 令和六年十一月二十二日

四 届出をした者
ユニー株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から令和六年十一月十三日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十六日認可した。
 令和六年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第六百四十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、葛尾地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和六年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年十二月四日から
月二十三日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
葛尾村役場

（農村計画課）

福島県告示第六百四十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和六年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年十二月四日から
月二十三日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百四十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年十一月二十一日次のとおり指定した。

令和六年十二月三日

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

株式会社F M フナハシ 郡山市芳賀三丁目 四三番地一

令和六年一月二日から 令和一年九月三〇日まで

ファミリーマート大槻三森街道店

郡山市大槻町字下町一五〇番地二

ファミリーマート舟橋逢瀬多田野店

郡山市逢瀬町多田野字下町屋九九番地の

一

(出納総務課)